

勾留された被告人の保釈の取消しに関する統計

年次	裁判所	保釈を許可された 人員数	保釈を取り消された 人員数	保釈請求人員数	
平成14年	全裁判所	9,930	28 (0.28%)	19,571	
	裁判所別	簡易裁判所	713	4	1,226
		地方裁判所	9,071	24	17,691
		高等裁判所	143	0	604
		最高裁判所	3	0	50
平成15年	全裁判所	10,178	23 (0.23%)	19,807	
	裁判所別	簡易裁判所	668	0	1,172
		地方裁判所	9,343	23	18,051
		高等裁判所	166	0	558
		最高裁判所	1	0	26
平成16年	全裁判所	10,589	30 (0.28%)	20,298	
	裁判所別	簡易裁判所	773	2	1,416
		地方裁判所	9,667	27	18,253
		高等裁判所	148	1	586
		最高裁判所	1	0	43
平成17年	全裁判所	10,805	27 (0.25%)	20,232	
	裁判所別	簡易裁判所	764	1	1,330
		地方裁判所	9,878	26	18,194
		高等裁判所	163	0	660
		最高裁判所	0	0	48
平成18年	全裁判所	11,644	55 (0.47%)	22,156	
	裁判所別	簡易裁判所	787	2	1,397
		地方裁判所	10,659	50	19,850
		高等裁判所	198	3	863
		最高裁判所	0	0	46
平成19年	全裁判所	11,403	36 (0.32%)	20,174	
	裁判所別	簡易裁判所	613	1	1,159
		地方裁判所	10,509	34	18,129
		高等裁判所	281	1	829
		最高裁判所	0	0	57

(注1) 最高裁判所資料による（なお、平成19年は概数である）。

(注2) 延べ人員である。

(注3) 「保釈を取り消された人員数」欄の「%」の数字は、その人員数の、保釈を許可された人員数に対する割合を示す。

「年末現在保護観察中の人員」及び「うち所在不明人員」に関する統計

年次	1号保護観察 (保護観察処分少年)			2号保護観察 (少年院仮退院者)			3号保護観察 (仮釈放者)			4号保護観察 (保護観察付執行猶予者)		
	新受	保護観察中の人員 (年末現在)		新受	保護観察中の人員 (年末現在)		新受	保護観察中の人員 (年末現在)		新受	保護観察中の人員 (年末現在)	
		総数	うち 所在不明		総数	うち 所在不明		総数	うち 所在不明		総数	うち 所在不明
昭和62年	25,182	36,694	1,291 (3.5%)	5,313	7,119	440 (6.2%)	17,603	8,931	1,535 (17.2%)	6,477	19,372	1,665 (8.6%)
平成4年	22,693	31,120	830 (2.7%)	4,298	5,153	248 (4.8%)	12,417	6,267	1,271 (20.3%)	4,732	14,310	938 (6.6%)
9	22,689	27,111	473 (1.7%)	4,205	5,275	142 (2.7%)	12,829	6,110	967 (15.8%)	5,036	14,372	952 (6.6%)
14	25,309	30,091	439 (1.5%)	5,848	7,608	159 (2.1%)	15,318	7,749	754 (9.7%)	5,388	15,790	1,035 (6.6%)
15	23,772	28,440	398 (1.4%)	5,587	7,450	116 (1.6%)	15,784	7,949	670 (8.4%)	5,371	15,767	901 (5.7%)
16	22,257	26,406	422 (1.6%)	5,436	7,009	131 (1.9%)	16,690	8,096	647 (8.0%)	5,251	15,687	860 (5.5%)
17	20,344	24,438	391 (1.6%)	4,886	6,353	105 (1.7%)	16,420	7,715	574 (7.4%)	4,996	15,413	906 (5.9%)
18	19,475	22,980	268 (1.2%)	4,711	5,919	78 (1.3%)	16,081	7,304	374 (5.1%)	4,473	14,772	717 (4.9%)

(注1) 保護局資料による。

(注2) この表には、交通短期保護観察対象者の数を除いて計上している。

(注3) 「うち所在不明」欄の「%」の数字は、その人員数の総数に対する割合を示す。